エ　ウによりウイルスが分離されず、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生研究所が行う抗体のＨＡ亜型を判別する検査（ＨＩ試験）の結果に基づき、第15の農場監視プログラムの適用を判断する。

2　患畜及び疑似患畜

⑴　高病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、１の病性判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

①　患畜

ア　分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家きん

イ　遺伝子検査によりＨ５又はＨ７亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、ＨＡ領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家きん

②　疑似患畜

ア　患畜が確認された農場で飼養されている家きん

イ　死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん

㈠　患畜又は疑似患畜（イ(㈠)を除く。）に掲げる家きんに限る。）が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼養されており、簡易検査によりＡ型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家きん

㈡　遺伝子検査によりＨ５又はＨ７亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん

㈢　分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりＨ５若しくはＨ７亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はＨＩ試験によりＨ５若しくはＨ７亜型であることが確認された家きん

㈣　血清抗体検査によりＨ５又はＨ７亜型のＡ型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きん

ウ　イに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

エ　患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）であると判定された日（発症していた日が推定できる場合には、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って７日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん

オ　疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って７日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん

カ　疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って７日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

⑵　低病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、１の病性判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。ただし、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定されるものを除く。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

①　患畜

分離されたウイルスがＨ５又はＨ７亜型のＡ型インフルエンザウイルスであって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん

②　疑似患畜

ア　患畜が確認された農場で飼養されている家きん

イ　血清抗体検査によりＡ型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検査によりＨ５又はＨ７亜型のＡ型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん

ウ　分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりＨ５若しくはＨ７亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はＨＩ試験によりＨ５若しくはＨ７亜型であると確認された家きん

エ　血清抗体検査によりＨ５又はＨ７亜型のＡ型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された農場で飼養されており、抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん

オ　イからエまでに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

カ　患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）であると判定された日から遡って７日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わった者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん

キ　疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って７日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん

ク　疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って７日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

3　農場監視プログラムの対象家きん

ウイルスが分離されずに、Ｈ５又はＨ７亜型のＡ型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された家きんを飼養する農場については、第15の農場監視プログラムを適用する。

第６　病性等判定時の措置

1　関係者への連絡

⑴　都道府県は、第５の２により家きんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第５の２の⑴の②のイに掲げる家きんに限る。）又は低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第５の２の⑵の②のイからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場をいう。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。

①　当該家きんの所有者

②　当該都道府県内の市町村

③　当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他関係団体

④　当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関

⑤　近隣の都道府県

⑵　⑴の場合、都道府県は、当該農場から半径３キロメートル以内の農場及びその他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の住所についても情報提供する。

⑶　⑵により発生農場の情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

⑷　都道府県は、家きんが患畜又は疑似患畜でないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家きんの所有者及び第４の４の⑹に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家きんの所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。